



東京産業保健総合支援センター研修案内(令和7年5月)

- ◇研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- ◇当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- ◇研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F TEL:03-5211-4480 FAX:03-5211-4485

URL=https://www.tokyosjohas.go.jp

◆日医認定産業医研修◆

※基礎研修は実施しておりません。認定証をお持ちの産業医の方が対象の研修です。

◆注意◆

- ・お1人様、月1回のみのお申し込みとなります。
- ・令和7年4月以降の認定産業医研修会をお申し込みされる産業医の方は**医師会会員情報システム(MAMIS(マミス))の登録が必須**となります。
- ・令和7年4月以降の単位付与はMAMISにより行います。**単位シールの現物配付は禁止**となります。
- ・MAMIS対応のため、ホームページの利用者登録に新たに「**生年月日(西暦)**」「**性別**」「**医籍登録番号**」が必要となりましたので、御登録をお願いします。

日医認定産業医研修(令和7年5月開催分) 申込受付日時 早見表

申込受付日時		研修日時		研修テーマ	単位
4月1日(火)	10時～	5月7日(水)	14時～16時	職場の感染症対策	専門2
	10時30分～	5月14日(水)	14時～16時	リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの実践(その1 講義編、その2 実習編)	専門1 実地1
4月2日(水)	10時～	5月20日(火)	14時～16時	健康診断と事後措置	専門2
	10時30分～	5月22日(木)	14時～16時	事例検討～産業医としてどう対応するか～	実地2

研修日時	研修テーマ	講師	単位	定員
5月7日(水) 14:00～16:00 申込受付日時 4月1日(火) 10時～	職場の感染症対策 産業医の業務として職場の感染症対策の重要性が増しています。これには季節性インフルエンザなど日常的に発生する感染症だけでなく、COVID-19のようにパンデミックを起こす感染症についても十分な対策を構築しておく必要があります。本研修では国内の職場や海外派遣労働者にリスクのある感染症対策の最新情報を解説します。	濱田 篤郎	生涯・専門2	55
5月14日(水) 14:00～16:00 申込受付日時 4月1日(火) 10時30分～	リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの実践(その1 講義編、その2 実習編) 事業場においてリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムを運用する場合のポイントと留意事項を説明します。リスクアセスメントとシステム監査については、簡単な事例で実習を行います。 ※単位の取得には「その1 講義編」、「その2 実習編」の両方の受講が必要です。どちらか一つだけの受講は認められません。	荒川 輝雄	生涯・専門1 生涯・実地1	50
5月20日(火) 14:00～16:00 申込受付日時 4月2日(水) 10時～	健康診断と事後措置 健康診断の実施と事後措置について概説し、定期一般健康診断とその後の流れを整理します。事業者は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置を講じる義務があります。健康診断と事後措置が適切に行われることで、労働環境を改善し、生産性の向上が期待されます。	小島原 典子	生涯・専門2	55
5月22日(木) 14:00～16:00 申込受付日時 4月2日(水) 10時30分～	事例検討～産業医としてどう対応するか～ 職場で直面する健康管理上の問題事例を取り上げ産業医としてどのように考え、どう対応するのが望ましいのか、一緒に考えていきたいと思います。	内田 和彦	生涯・実地2	50

◆産業保健研修◆ 産業看護職・衛生管理者・人事労務担当者等産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

●産業保健研修の申込受付開始は、すべて**4月1日(火)10時～**です。

<web研修> ◆当センターホームページの「web研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、**お申し込みください◆**

研修日時	研修テーマ	講師	定員
5月8日(木) 14:00～16:00	<p>【web研修会】 事例から学ぶ産業保健スタッフが知っておきたい職場のメンタルヘルス対策の秘訣③ ～大企業編～</p> <p>産業保健スタッフ等(保健師・看護師、人事労務担当者等)が、経営トップに説明したり、労働者に研修したりする際に、「使えるネタ」を提供します。 講師がこれまで実際に見聞してきた大企業の職場のメンタルヘルス対策のきっかけとなった最初の一歩や、失敗事例・成功事例など、困難を乗り越えてうまく軌道にのせていくための秘訣をお伝えします。 また、ストレスチェック義務化の最新情報などもご紹介します。 本講義を通じ、自社に持ち帰った上で、働く人のメンタルヘルスに関し説明する力が身につけられることを願っております。</p>	「こころの耳」事務局長 石見 忠士	70

<会場研修>

研修日時	研修テーマ	講師	定員
5月21日(水) 14:00～16:00	<p>ストレスチェック制度の効果的な活用 ～セルフケア、集団分析を利用した職場環境改善への取組みについて</p> <p>年1度のストレスチェックの実施をしていますが、その結果を十分に活用できていないのではないかと、お悩みではないでしょうか？ メンタルヘルス対策は第14次労働災害防止計画の重点対策とされており、ストレスチェックの集団分析を用いた職場環境の改善に取り組むことが望まれています。 今回は、その取組みに一步踏み出すときに参考となるような具体的なお話をさせて頂きます。 また、個々人が結果を活用できるよう、労働者のセルフケア能力をサポートすることについてもお話しをしていきたいと思います。</p>	社会保険労務士 産業カウンセラー 紺野 由美子	55
5月23日(金) 14:00～16:00	<p>今後、50人未満の事業所も実施が義務化される！ ～ストレスチェック制度の実施と集団分析を活かす方法の再考～</p> <p>平成27年12月から、毎年1回、ストレスチェックを常時50人以上の労働者を使用する事業者に対して実施することが義務付けられました。 今後、50人未満の事業所もストレスチェックの実施が義務化される動きとなっています。 令和5年「労働安全衛生調査(実態調査)」によると、事業所規模50人以上のストレスチェックの実施率は89.6%、ストレスチェック実施事業所のうち集団分析を実施した割合は69.2%、その中で分析結果を活用した事業所は78.0%となっています。みなさんのところではいかがでしょうか。 本人のストレスの気づきと職場環境改善を目的として、メンタルヘルス不調を未然に防止することが大切です。 ストレスチェックはメンタルヘルスのために大きな意味があるわけですが、今その効果がよく見えない状況もあるかもしれません。現実には実施しながら良い点、改善したい点を感じながら、未達成感を反省しながら、PDCDサイクルを考えております。やはり集団分析の活用が不十分であり、今後の課題です。その辺の効果的な方法等を一緒に考えて、お伝えしていければと思います。宜しくお願い！</p>	労働者健康安全機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
5月26日(月) 14:00～16:00	<p>メンタルヘルス『社内研修の進め方』 ～セルフケア～</p> <p>「心の健康づくり計画」にあたって4つのケアを中心に策定されており、社内研修はその理解を深める教育・情報提供の場となります。 加えて最近では4つのケアの円滑な相互の「連携」をすすめていくことが必要とされています。 ここ数年のcovid-19の影響もあり、セルフケアの必要性が再認識されています。 今回はアンガーマネジメントも含めて、有効なメンタルマネジメント方法等を解説します。 事業所に戻れば社内研修の実施者となる参加者の方々とともに、関心、興味を集める社内研修の進め方についてご一緒に考えていきたいと思います。</p>	松井 知子	55

<p>5月27日(火) 14:00～16:00</p>	<p>労働安全衛生管理基礎講座②</p> <p>「労働安全衛生法」の中で 労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則 の理解も必要になります。</p> <p>本講座ではテキストに当センター発行「令和6年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。</p> <p>また労働衛生に関する最新の動向もご紹介します。</p> <p>今回はその2回目です。</p> <p>1回目(4月10日)で、労働安全衛生法とは?その中には何が書かれているのか?など労働安全衛生法及び関係する諸規則等の全般について解説しましたが、今回は、安全衛生管理体制、健康診断等健康管理等について解説します。</p> <p>3回目(6月19日予定)は、心と身体の健康づくり(メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止対策を含む)、職業性疾病等</p> <p>4回目(7月24日予定)は、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって重要な労働基準法(労働時間管理関係)を予定しています。</p> <p>本講座は令和6年度に実施した同名の講座と同様の内容となっておりますが、令和6年以降に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。</p> <p>なお、「令和6年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。</p>	<p>中山 篤</p>	<p>55</p>
<p>5月28日(水) 14:00～16:00</p>	<p>労働安全衛生法の基礎(前半)</p> <p>法令に基づき事業場において安全衛生管理を適正に行うため、法令の読み方、法令用語、留意事項等、主に労働衛生分野について、5月と6月の2回に分けて学びます。</p> <p>前半(5月28日)は法令の読み方など基礎的な事項について、後半(6月16日)は前半のおさらい、健康診断等の主要事項の法令、最近の法令改正の概要などを学びます。</p> <p>前半・後半の両方受講が必須ではなく、いずれか一方のみの受講でも構いません。</p> <p>なお、「令和6年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。</p>	<p>西村 知行</p>	<p>55</p>